

第 1 1 回 R D 最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録 (確定)

平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

県庁新館 大会議室 ( 7 階 )

1 開会	池田 委員長	<p>開会が少しおくれまして恐縮ですが、それでは、早速、第 1 1 回 R D 最終処分場問題行政対応検証委員会を開催いたします。</p>
	平井副参 事	<p>このところ、内部で資料をまとめる作業をしておりましたが、きょうは久方ぶりに、傍聴者の皆さんも参加していただき、検証委員会を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、事務局から、本日の出席委員および配布資料についてのご説明をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ご報告申し上げます。</p> <p>本日、ご出席いただいております委員は、木邊委員がご欠席でございますので、3 名でございますが、検証委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>また、配布資料でございますが、お手元に、会議次第、そして資料 1 としまして、「 R D 最終処分場問題にかかる検証について」という、 A 3 の資料、そして資料 2 としまして、「 R D 最終処分場問題の県の対応についての個別評価 ( 素案 ) 」をお配りさせていただいております。</p> <p>それと、委員さんのみ、日程調整の連絡表等をお手元に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
2 議事	委員長	<p>委員の皆さん、配布資料はそろっていますか。</p> <p>それでは、これまで住民団体の皆さんのヒアリングを行い、さらに関係職員の皆さんからもヒアリングで意見をお尋ねして、それをもとに、前回まで県の対応に対する評価について整理作業をしてきたところです。</p> <p>それで、本日は、県の対応に対する個別評価案について、一応たたき台をつくっていただいておりますので、我々も十分にまだそれを精査しているわけではありませんが、これについて協議をしていきたいと思っております。</p>
( 1 ) 県の対応 に対する 評価につ いて	林野主任 主事	<p>まず、議題 ( 1 ) の県の対応に対する評価について、これを事務局から一通りご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から、資料 1、 A 3 の資料に基づきまして、ピックアップしました論点について、その概要と評価案を、順次ご説明をさせていただきます。</p> <p>今回の検証は、 3 つの時期に分けておりますので、まずは、当初の産業廃棄物処理業の許可から平成 1 1 年の硫化水素ガス発生まで、これを第 1 期といたしまして、その間の個別論点について順次ご説明をさせていただきます。</p> <p>時間の関係で、説明は簡略化したものになるかもしれませんが、その点はご了解をお願いいたします。</p>

まず、表の左側の「検証事案」、その下に「事案」と書いております。  
1 - 、産業廃棄物処理業の許可等です。これはR D社が個人のと看、最初に受けた許可のこととございます。これにつきては、このR D問題の最初の出発点、昭和54年になります、書かせていただております。

その横に「県の対応」、そして「主な意見」ということと、これは住民の皆さんのヒアリングとか、県職員のヒアリング、その他資料等からピックアップしたものが主な意見のところに書かれております。このあたりにつきては、ごらんいただきまして、個別の説明は省略をさせていただきます。

一番右が「個別評価(案)」ということと、当初の産業廃棄物処理業の許可につきては2つありまして、産廃処理施設の設置の届出と処理業の許可申請、これらに対する許可等につきては問題はないのではないかとという評価(案)とさせていただきます。

その下の 印のところを説明させていただきますと、許認可全般に關し、R D社の社長と栗東町の有力者との關係が許認可に当たって影響しているのではないかとというお話を聞いているところではございますけれども、それを認めるに足る証拠というのは、今のところ事務局の方で確認はできていないので、そういった住民の皆様の不信というのを払拭できるような対応ができていたかというのは、ちょっとわかりかねる部分がありまして、 印ということにさせていただきます。

次に1 - 、最終処分場の残容量の把握という項目を挙げさせていただきます。これにつきては、一連、最終処分場が拡大してきたという経緯がございまして、県の対応の3つ目のところにも書いておりますけれども、平成2年ごろから8年ごろまでR D社の方から産業廃棄物処理実績報告書が県に提出をされておりました。ただ、県の方で、実績報告書に記載された埋立処理量について特段の精査が行われた形跡はない、ということが書いてあります。

評価といたしましては、それぞれの届出でありますとか、許可時の容量の把握というのは問題はなかったと思われるものの、その後提出されているR D社の実績報告書からは、見方によっては、埋立処理量というのが多いんじゃないかということも見受けられる部分もあるんですけども、それを県の方で十分精査せずに受理したということは、R D社に対する監視が不十分であったのではないかと、という評価を書かせていただております。

次に1 - 、同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有です。R D社は小野の土地で最終処分と中間処理、あと収集運搬というそれぞれの許可を有して営業を行っていたわけですが、いろんな許可を与えるということがどうだったのかという、そういう観点からの評価ということになります。

主な意見の中でも、住民さんからいただいた資料の中では、一つの事業者にいろいろな許可を与えるということは危険ではないのかというような

ご意見もございました。

評価（案）といたしましては、同一場所でそういった最終処分でありませつか、中間処理、収集運搬の許可を得て業務を行うことは、廃棄物処理法上は問題はなく、適正であったのではないだろうかということが1点。

2点目は、しかし、同じ場所で最終処分と中間処理をおこなっていることにより、安定型処分場に中間処理のために搬入されたドラム缶、有機汚泥など、いわゆる許可品目以外のものがその処分場で不適正処分される可能性というのは高くなるのではないかとということで、そういったものをもっと認識して、RD社に対する指導監督を行うべきであったのではないかと、という評価（案）とさせていただきます。

続きまして、1 - 、許可区域外の掘削・埋立てに対する対応です。これは平成3年から4年にかけての事案ですけれども、RD社が許可区域外を掘削したり、そこにごみを捨てたりという事実があったわけございまして、住民さんの方からは、その時点で、変な物が何か埋められていないか調査するべきであったというようなご意見をいただいているところでございまして。

評価（案）といたしましては、許可区域外の埋立てというのは明確な違反行為であるということで、RD社に対する業務停止命令を検討するべきであったのではないかと。また、当初、RD社は県の中止を求める行政指導に従っていないという事実もあったことから、文書指導を行っているわけですけれども、文書指導に留めずに、行政処分も視野に入れた対応も検討すべきであったのではないかと、ということです。

その続きですけれども、2ページになります。2ページの一番上は、先ほどの区域外埋立てに対する対応の続きでございます。

評価でございますけれども、この時期において、県がRD社に対して許可区域外の掘削跡の確認の指導であるとか、行政処分等の厳格な対応をとらなかったことが、後に容量超過等がございましたけれども、そういった埋立てを許した遠因となったのではないだろうか、ということの評価（案）として書いております。

続きまして、1 - 、第2処分場の設置許可等です。平成6年の話ですけれども、RD社が当初の処分場を拡張してきたんですけれども、容量がだんだんなくなってきたということで、第2処分場の設置を計画し、それを県が許可したという案件でございます。これにつきましては、第2処分場の設置許可を行う直前に、収集運搬業の違法な再委託というのをしていたことが判明してございまして、RD社から確約書と顛末書というのが提出されております。それを受ける形で、県も第2処分場の設置許可を行っておりますけれども、これは当時の処分場の設置基準という観点から見ると、許可したことはやむを得なかったのではないかと。

ただ、収集運搬業の再委託があったことにつきましては、昭和60年ごろからというような状況で、長期にわたっていたことを勘案しまして、第2処分場の設置の許可はやむを得ないんですけれども、それとは別に、RD社に対する業務停止命令を検討するべきであったのではないかと、という

評価（案）とさせていただきます。

続きまして、1 - 、ばい煙・ばいじんの苦情等に対する対応です。平成3年ごろから9年ごろにかけて幾つかの苦情がありまして、特に平成6年から7年にかけては、苦情が集中しているという事実がございます。

この辺に関しましては、住民の皆さんのご意見の方で、ばい煙が飛んできたときの県の対応が、「あれは水蒸気で、ばい煙なんか飛んでいない」といった対応であったとか、それに対する職員さんのヒアリングにおきましては、そのような対応はしていないと思うけれども、水蒸気をばい煙と間違えて苦情を受けるケースというのが現実にあったので、そういう場合もありますよというような説明もしていたかもしれないというような意見もございました。

個別評価（案）といたしましては、悪臭や黒煙・ばい煙・ばい塵等の苦情が頻発していたことについて、苦情の都度、対応はなされているものの、廃棄物処理法18条に基づく報告の徴収でありますとか、行政処分の検討を含めて、積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであったのではないかと。

また、苦情に対する対応に際しては、その原因を積極的に究明しようとする姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うということが、結果として問題の早期是正につながるというような姿勢で対応すべきであったのではないかと、という評価（案）とさせていただきます。

3ページに参りまして、1 - 、不適正保管産業廃棄物に対する対応です。この事案の概要としましては、平成5年ごろより、処分場内で廃棄物の不適正保管がされておりまして、口頭指導等が行われてきたが、改善が見られなかった。その後、間があきまして、平成7年にまた本格的に指導が再開されているというような状況がございます。

また、直接それと関連しているかどうかは、ややはっきりしない部分もございますけれども、処分場内に保管してあった廃プラスチックからばやが発生したという事実もございます。

これの主な意見といたしましては、半分ほど是正が完了して、その後、是正が進捗しなかったというような状態のときもあったんですけども、そういった中で約3ヶ月、処分場への立入を行っていないのは怠慢であるといった指摘でありますとか、この後また出てきますけれども、処分業の許可の更新というのがあったんですけども、それまで時間的余裕を与えたとも見られるような報告書とかもございまして、そういった点に対してもご意見がございます。

これに対する個別評価（案）といたしましては、平成5年から口頭指導しておった。平成6年10月には、RD社から是正計画が1回提出されておりますが、是正がなされておりません。そういう状況で行政処分を留保して、また平成7年から再度口頭による行政指導に留めていたということとは不適切であったのではないかと。

そして、平成7年8月に一部の是正は完了しておりますけれども、残る

廃棄物について、平成8年5月ごろになってもまだ是正をさせず、同年9月の処分業の許可更新時までには猶予を与えたということは不適切であったのではないか。

廃プラスチックの火災の発生に対する対応につきましては、その発生原因につきましては、廃棄物処理法に基づく照会を求めるとか、何らかの行政処分を検討すべきであったのではないか。

その次のポツは、そこにも書いておりますけれども、立入検査に関連しまして、時期はこの件というふうに特定はできない部分もありますが、職員ヒアリングによると、事前通告して立入検査を行う場合もあったというようなことを聞いておりますけれども、旧の厚生省から出ております通知では、立入検査というのは原則抜き打ちで行うこととされておまして、RD社で事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないのではないかと、という評価を挙げさせていただいております。

その次、1 - 、産業廃棄物処分業等の更新許可です。これは平成3年の廃棄物処理法の改正によりまして、許可の期限が5年ということになったんですけれども、その許可の更新期限というのが平成8年9月に到来して、更新許可を行っているという事案がございます。

これにつきましては、先ほどからご説明してきておりますように、評価(案)のところですが、長期にわたり産業廃棄物の不適正保管という事案があったということにもかかわらず、更新の許可をしたということにつきましては、それ以前の平成3年ごろからの区域外の掘削・埋立、あるいはばい煙等についての住民からの苦情がありまして、それに対する県の指導というのでも繰り返されておったという経緯も含めて勘案し、審査に際しては、いわゆる「おそれ条項」、産業廃棄物処分業の許可基準の中に、「その業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの」という欠格要件があるわけですが、その「おそれ条項」の適用も検討すべきであったのではないかと、という評価(案)とさせていただいております。

続きまして、4ページですけれども、一番上の1 - 、改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等です。事案の概要としましては、処分場において、許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超過しており、飛散、流出のおそれがあるということで、県が廃棄物処理法に規定する技術上の基準に適合するように改善命令を出しております。同じ日付で、最終処分場の埋立面積および容量の拡大の変更許可を行っているという、いわゆる追認のような形で変更許可を出しているという事案であります。

これにつきましては、主な意見で、変更許可というのはRD社の違法行為というのを事実上追認したものであり、県は容量超過分を全て処分場外へ撤去させるべきであった、というような住民の皆さんの意見であります。職員ヒアリングにおきましては、容量超過分というのをどうするか議論はしましたが、1日の搬出可能台数の制約があり、その台数からする

と、搬出に長い年数を要する。あるいは、勾配がきつく、廃棄物の飛散、流出の恐れがあったので、防災上の緊急を優先して、その処分場の中での処分という方策を考えた、という職員ヒアリングの聴き取りもございません。

これに対します評価（案）といたしましては、まず改善命令、本体の中ですけれども、廃棄物処理法には履行期限を定めて改善を命じるということになっておるんですが、この履行期限が定められていないということがございまして、その履行期限を定めていなかったことは、改善命令の適正な履行を担保できないということになりますので、不適切であったのではないかと。

2つ目は、余剰廃棄物の変更許可による追認とセットになったようなR D社の是正計画というのは受理せずに、地元の住民の皆さんの理解と協力を得て、余剰廃棄物の全量を処分場外へ撤去するという方法をとるべきであったのではないかと。

3つ目としましては、余剰廃棄物の全量撤去を行わせたり、ほかに深掘りのような事例がないか、この時点で調査をしていれば、埋立ての全貌というのがこの時点で明らかになっていた可能性もあるということで、変更許可とセットになった是正計画の受理は共に失当ではなかったのか。

4つ目としましては、変更許可を受けずに処分場の規模の拡大というのが行われているわけでありましてけれども、その点や、あるいは改善命令を発した後においても、R D社の不誠実な行為というのがあったということから、それは文書指導で終わっておるんですけども、文書指導に留めずに、R D社に対して業務停止を発動するなど、毅然とした対応を県がとるべきであったのではないかと書かせていただいております。

この平成10年の7月3日、同じ日付で、ガス化溶融炉の設置許可というのが下りておりますけれども、このガス化溶融炉の設置許可につきましては、住民の皆さん方から、設置許可が3週間で下りたのは早すぎるのではないかと、R D社の廃棄物処理の全てに問題があったのに、そんな状態で許可できるのかというようなご意見を資料でいただいております。

これの評価（案）といたしましては、ガス化溶融炉の設置許可の時点で、産業廃棄物処理施設の設置手続に地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ廃棄物処理法の改正の施行というのがその後控えておまして、その趣旨を踏まえて、改正法での設置手続をR D社に指導するなどの慎重な対応が必要であったのではないかと書いております。

この改正法が施行になりますと、設置の手続に、環境影響評価とかが義務づけられるようになりますと、厳しくなるということもございまして、そういった対応が必要であったのではないかとございまして。

ちょっと駆け足で申しわけございませんけれども、ここまでが一応第1期ということで、一旦ご説明を終わらせていただきます。

第1期、第2期、第3期と分けるというのがよろしかろうということで、内部で検討したときに、こういう分け方をしているわけですが、今、

委員長

第1期、硫化水素ガス発生以前の平成10年7月3日までですけれども、ここについて我々の方で検討して、一応そこで取り上げるべき事象と、それに対しての県の対応がどうであったか。

そこには、当然、RD社に対する対応が中心になっているわけです。それについての個別評価の案を検討したところを事務局でまとめてもらっているわけですが、この時点まで、委員の皆さんからご意見、ご指摘はありませんでしょうか。何か抜け落ちているものがあるとか、あるいは評価について、検討したところと違っているとか、そういう点はありませんか。

それでは、後でまた全体を検討するというので、時間の都合もありますから、2期、3期の方もあわせて事務局から説明いただいた後で、意見交換をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

両委員  
委員長

はい。

それでは、2期、3期について、引き続きご説明をよろしく願いいたします。

平井副参  
事

はい。それでは、第2期の方でございますが、こちらの方は、硫化水素ガス発生から4項目の改善命令が出るまでということで、平成11年10月から13年12月までの間のものを取り上げております。

それでは、資料に従いましてご説明を申し上げます。

まず、4ページの下の2 - - 1、それと5ページに移りまして、2 - - 2、いずれも硫化水素ガス発生後の対応につきまして、少し長い範囲で拾っております。個々のことにつきましては、追って、2以下で出てくるわけでございますけれども、とりあえず全般的に見ようということで挙げております。

2 - - 1につきましては、主に県の調査への対応、そして2 - - 2につきましては、業者への対応ということで、分けて書かせていただいております。

まず、県の対応という事実でございますけれども、平成11年10月に、住民から警察・消防署に「有毒ガスが発生している」という通報があったということで、調査の結果、処分場の東側の排水溝から、50ppmを超える硫化水素ガスが確認されたということを発端にいたしまして、それぞれ対応がなされていくわけでございます。

県では、その発生原因の調査と対策を検討するため、11年11月27日に、硫化水素の調査委員会を設置し、この委員会は平成13年5月まで8回にわたって開催されて、その6月には報告書がとりまとめられたということでございます。

この間、知事は処分場を視察したり、12年2月には第1回目の住民説明会が開催され、そして13年7月まで3回開催されて、さらに、平成13年8月からは、具体的に住民団体さんと対策案につきまして協議がされて、改善命令に至ったというような状況がございます。

あわせまして、5ページの業者への対応の方をごらんいただきたいと思います。

ガス発生以来、R D社に対しましては、さきに行われました改善命令の是正工事を一たん中止をするように要請するとともに、原因究明のうえ改善を行うよう指導されております。

また、県はR D社に対しまして、排水管周辺の準備調査、ボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査、こういうものをさせております。

それと、平成12年1月には、法18条に基づく報告聴取を行い、そして、3月にはガス抜き調査を開始させたというような流れになっております。

それでは、4ページの方にまた戻っていただきまして、ここでは主な意見といたしまして、住民さんから、以前から硫化水素の臭いはしていたけれども、県は、「どこの処分場でも臭いはする」というようなことを言っている。

また、県の回答はいつも一緒に、硫化水素とはいわず、「近くの工場の臭いや」と、そういうふうに言いくるめられた。そういう意見がございます。

それで、個別評価の欄でございますが、県の硫化水素発生後の調査とか住民対応につきましては、住民の不安解消に向けて一定の対応がなされているのではないかと。

それと、硫化水素ガス発生以前に起こった住民さんから指摘のありました「近くの工場の臭いや」、あるいは「どこの処分場でも臭いはする」等の県職員の発言があったということについてでございますが、ガスが発生していたのか、またその対応がなされたのか、記録が確認できなかったわけでございます。

当時、住民と県の間で、こういうようなやり取りについて、住民さんからの苦情、あるいは情報があった場合は、職員個々がその場で対応するだけではなく、その都度、経過や内容を詳しく記録、整理して、県が組織として対応すべきであるということで、県の当時の住民対応については不十分であったのではないかと、というように総括させていただいております。

次の5ページでございます。こちらの方では、ご意見といたしまして、県は事態を直視せず、問題の本質をえぐり出そうとせず、根本から解決しようという姿勢は全く見られない。

あるいは、県は全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。こういうご意見が住民さんから出ております。

それに対しまして、県の方は、問題発生以降、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つひとつ問題に精一杯対応してきた、というようなご回答もいただいております。

それで、評価(案)でございますけれども、県の業者への一連の指導につきましては、順次進められておりまして、一定の対応がなされておったということでございます。

県は、原因者のR D社の責任で是正させるということを前提に、一つひとつ問題の解決に取り組んできたわけでございますが、すべての住民要望

を直ちに解決することは困難であるけれども、このような住民の要望を十分把握し、整理検討し、その内容を住民の方にお知らせし、適切な対応策を講じながら、問題を解決していくといった努力が十分でなかったのではないかとございます。

続きまして、2 - 、硫化水素調査委員会における対応でございます。

先ほども申しましたけれども、発生原因の究明、対策の策定を行うにあたりまして、専門家の立場から適切なアドバイスを得るため、11年11月に、3名によりまず調査委員会を設置しております。そして、委員さんには廃棄物全般に精通された専門家、そして研究活動を踏まえた、そういう方を選任したということでございます。

主な意見の中では、RD社が事務局を持っている研究会の座長を、この委員会の委員長にしたというのは、県の見識が問われる。また、委員会の非公開、あるいは議事録を作成しない。こういうことに対する理由などの照会についての回答ですけれども、役所答弁のような回答しか戻ってこない。そういうご意見が住民さんからございました。

それから、評価の方でございますが、硫化水素調査委員会は、その原因の究明と対策を検討するため設置されたもので、委員は専門知識を有する学識経験者から選任をされ、そして設置目的から選任に問題は見あたらない。

それと、調査委員会は非公開とされ、県は、委員会終了後に、報道機関とか住民に会議資料の公開とか検討結果の公表、そして概要の説明等を実施しているわけでございますが、委員会は硫化水素の原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるというものでございまして、非公開理由にあります意思形成に与える影響は少ないというように考えられるということで、住民不信を招かぬように、あるいは議論の過程から透明性を高めることが必要であって、委員会の公開は必要であったのではないかと。そういう言葉で結んでおります。

続きまして、6ページでございますが、2 - 、ガス化溶融炉の導入反対に対する対応でございます。

ガス化溶融炉新設ということで、先ほども出てまいりましたが、10年7月に許可がおりております。そして、周辺住民の方からは、RD社に対する不信とか、あるいはガス化溶融炉に対する不安から、導入反対の意見が寄せられておったということでございます。

それと、RD社は、ガス化溶融炉にかかりまして、11年11月に、県の公害審査会の方に調停を申し立てておりますし、また住民さん側の方もあわせて調停を申し立てたけれど、結局、不調に終わっております。

それと、硫化水素問題がその当時の一番の問題でございました。そういったものを対応している中であって、平成13年2月にRD社がガス化溶融炉の断念を公表して、実際に稼働はされることなく、解体撤去されたということでした。

それで、意見の方は先ほどもちょっと申しましたように、ガス化溶融炉は実績がなく、そして危険性も指摘されているにもかかわらず、住民の納

得を得られるような安全の確認ができるまで、建設を中止、運転しないでほしいという資料が出ております。

それで、評価でございますが、県は、硫化水素問題による住民のR D社への不信、溶融炉への不安の高まりを受け、事実上、住民の理解が得られない限り、使用前検査を行わないとしておりまして、住民への一定の対応は行っていると思われるわけでございます。

ただ、住民さんからの要望に対する回答において、やや丁寧な説明に欠けている点も見受けられ、反省すべきところもあった、というように結んでおります。

続きまして、2 - 、経堂池にかかる浄化要望に対する対応です。

この経堂池の水質浄化につきまして、地元住民さんの方から要望がなされていたということでございます。

意見にもございますように、県は責任を持って回答してくれないし、困難だというような回答しかない。あるいは、池にはヘドロがたまって、R D社を監督してきた県に責任がある、というようなこともございました。

評価でございますが、経堂池の水質は、栗東町による水質調査とか、あるいは県によるR D社破産後の調査でも、特段問題がないということが判明しておりまして、県が、処分場問題の対策といたしまして、経堂池の浄化対策等を実施することは困難であるのではないかとこのように考えられる、ということにしております。

続きまして7ページ、2 - 、地下水および掘削委託調査に対する対応でございます。これは、硫化水素の調査委員会からの助言を得まして、R D社に実態解明のため調査をさせてきたところでございますが、県においても実態解明のための調査を行うということで、一つは、廃棄物の分析を行うための掘削調査、もう一つは、地下水への影響把握のための地下水調査と、この2つを実施したということでございます。

主な意見のところでは、廃棄物の分析の前処理で、公定法によらず、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るという違法な手法のため、不適正と考えられ、分析には役立たなかった、というご意見です。

あるいは、ずっと下の方でございますが、2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられていて、1号の契約変更のとき、この分の分析費用が発生しないのではないかと、という意見もございました。

評価の方でございます。まず、この実態解明に当たりまして、県自ら積極的に緊急に予備費で調査に対応したということで評価できるのではないかとこのことで書かせていただいております。

次に、県の掘削調査では、硫化水素の発生原因の究明については、概ね達成はできた。ところが、公定法であるJ I Sの規定によらない廃棄物分析の結果は、廃棄物中の含有実態を正確に表していないという抗議を受け、県議会でも謝罪をされておりまして、適正を欠くものと認められるのではないかとこのことでございます。

それと、2つの調査の成果物が重複されているのではないかとこのご指摘につきましては、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成果物には

参考に添付され重複されているわけですが、分析経費面で重複して計上していないことが認められたわけですが。

次に、2 - 、埋設ドラム缶の情報に対する対応でございます。

これは、平成12年ごろでは、処分場内に大量のドラム缶とか、医療系廃棄物、汚泥とか、こうしたものが埋められているという情報が県に寄せられておりますが、県は証言内容を確認するために、証言者に直接話を聞きたいと、申入れを住民団体の方にしているのですが、それは実現はできなかった。

そういうことで、結局、その当時は調査をされずに、その後、平成17年以降に調査をされまして、ドラム缶等が出てきたということでございます。

主な意見のところでも、県は、ドラム缶の埋設情報の信憑性が不十分であるとして、本人の聴取が必要ということで調査をしなかった、という住民さんからのご意見が出ております。県の方は、それに対しまして、情報は聞いたけれども、行政が動くには、確固たる証拠がないと動けない。元従業員に会わせてほしいと、そういうやり取りを続けていたということが出ておりました。

評価ですが、県は、産廃処分業の許可権者として、また生活環境保全上の、支障を未然に防止する観点から、元従業員からの直接聴取にこだわらず、判明している役員とか従業員に対して、法第18条の報告聴取、あるいは任意照会、そういうもので情報の評価とか確認を行うべきであったのではないかと、ということでございます。

続きまして、8ページの2 - 、産業廃棄物処分業許可等の審査でございます。

これは、硫化水素ガスが発生してから初めての更新の時期を迎える許可でございますが、このとき、収集運搬業あるいは産業廃棄物処分業、破碎業、こういうものが出されておまして、13年9月7日に更新許可がされているということでございます。

主な意見といたしましては、RDの最終処分場の諸問題が解決するまで、免許更新をしないでください、という住民資料もございます。

県の職員のヒアリングでは、小野の処分場にかかる焼却施設は継続を断念させたけれども、六地蔵の破碎業とか収集運搬業は継続を認めたということ、あるいは過去の違反行為によって、更新許可を全く認めないのは、行き過ぎではないか、そういうヒアリングでの職員の発言を載せさせていただいております。

評価といたしましては、RD社は直前の決算期、12年9月でございますが、そのとき債務超過に陥っており、許可の基準の一つであります経理的な基礎について、旧厚生省の通知では「財政状況については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当」としておまして、許可をするという判断に当たっては、少なくとも同通知にありますように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類とか、あるいは中小企業診断士の診断書を必要に応じて提出させるとか、そういった経理的な基礎を有するという確

認を慎重に行うべきであり、その点本件許可申請の審査は不適切であったのではないかと、ということでございます。

続きまして、2 - 、業者への事業の全部停止処分でございます。

これは、許可区域外から産業廃棄物の一部（チタン酸カリウムの廃トレー）が、平成5年11月から平成7年5月にかけて埋め立てられたということが判明したことから、県の方は、廃棄物を撤去の上、適正処理せよという文書指導を行っております。

そして、その行為に対しまして、13年9月に最終処分場の規模変更届出義務違反ということで、事業の全部停止（30日間）処分を発令しております。その際に、小野事業所において許可期限が残っておりました特別管理産業廃棄物処分業につきましても、同日付で廃止届を提出するように指導を行っております。

評価ですが、業務停止処分は平成13年5月15日付けの環境省の「行政処分の指針について」の通知に基づいてなされており、これは適正であった。

併せて、15年6月27日まで有効であった特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導をしておるわけでございますが、これは12年1月の自肅要請以降、自肅されていたものでございますけれども、遅くとも産廃処分業の許可がされました9月7日に、行う必要があったのではないかと、ということがいえるということでございます。

以上が2期でございます、続きまして、3期を説明をさせていただきます。

3期は改善命令から破産までということで、平成13年12月から平成18年6月ということで、まず3 - 、業者への改善命令でございます。

これは、硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないとか、あるいは周辺地下水、あるいは浸透水調査で基準に適合していない。そういうことから、4つの項目にわたって改善命令が出されたものでございます。

一つは、深掘り是正による流出防止対策。また、汚濁水および浸透水を処理する水処理施設の設置。もう一つは、最も住宅近接側に、法面の20m後退というような対策をとる。そして、それに先立ちまして、沈砂池の設置等をするということで、4つの改善命令が出ております。

これらの評価でございます。生活環境保全上の支障があるけれども、処理基準に適合しない産廃処分が行われたという事実がないため、今回、改善命令が出ておるわけでございますが、その改善命令につきましては適正であった。

それと、水処理施設完成後、実際に浸透水の水処理が本格的に行われていないということにつきまして、改善命令の実効性の確保という面、あるいは改善命令を発動するに当たって、地元との協議を踏まえているということで、県の方にも地元理解と協力を得るための説明努力が必要であったのではないかと、ということでございます。

また、RD社に対する改善命令の履行期間の延長がございましたが、当

初、そういった延長はしないという約束ができていたというように住民さんからも聞いておりますが、この延長につきましては、住民さんとの調整、あるいは掘削の拡大・追加工事といった理由があることから、やむを得ないのではないかと。

それと、深堀穴の改善工事にかかりまして、埋め戻しを容認したという知事の告発があったわけですが、これにつきましては不起訴処分になっているということで、この埋め戻しにつきましては、不適正とはいえないのではないかと、というようにまとめております。

続きまして、9ページ、3 - 、高アルカリ物質の流出等に対する対応でございます。これは住民さんの方から寄せられました情報で、処分場から高アルカリの排水が流されているということでもございました。調査されましたら、1箇所からPH11.4という排水が確認されたということでございます。それにつきまして、除去を目的とした調査、そして、その原因物、セメント系の廃棄物と考えられるわけですが、そういうものが除去されたという意見でございます。

この工事を実施して5年も経っているにもかかわらず、PHが下がらないということを検証していない、というようなことも出ております。

評価の方では、一連の高アルカリの排水対応につきましては、概ね妥当であった。ただ、除去後の是正効果につきまして、モニタリング調査の実施はずっとされておりまして、PH値が依然として比較的高く、かつ、水処理施設が本格稼働されていない状況では、それでは住民さんの理解は得られないというようなことになりまして、それにかわる対策が必要かどうかを含めて、対応策を検討する必要があったのではないかと、ということでございます。

最後、10ページ、3 - 、業者への措置命令です。これは最近の18年4月でございます。ドラム缶証言がございまして、17年9月に、県がRD社に調査をさせたら、破損したドラム缶が見つかった、また12月に追加調査で本格的に調査したところ、100個以上のドラム缶が見つかったということでございます。

それに対しまして、18年4月にドラム缶の除去とか適正処理、それと汚染された土、それらの対して対策を講じるようにということで、措置命令が出されております。

それに対する評価ですが、安定型の最終処分場に、本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶とか木くずを埋設処分したという行為は、法第14条第12項に違反しているということで、県が、生活環境保全上の支障が生じないように、RD社に命じた措置命令というのは適正であった、という評価をさせていただいております。

以上でございます。

ありがとうございます。

一応、これまで内部で行ってきた委員会で検討したところをまとめていただいているわけですが、これは、我々が検討したことを事務局の方でまとめていただいているので、必ずしも委員の皆さんの意にすべて沿っ

委員長

ているといえないところもあるような気がするわけですが、これも含めてご指摘いただけたらよいと思うわけです。

第1期、第2期、第3期に分けた県の対応、これはRD社に対する対応と、それから住民の団体に対する対応もミックスされておりますが、具体的な箇所についてのご指摘などをお尋ねしたいと思います。いかがですか。

それでは、渡部先生、どうぞ。

渡部委員

観点の中に入れていただきたいこととして、例えば、8ページの一番上の2 - の項目の中で、個別評価(案)として、債務超過状態であったか、なかったかという観点が書かれていますけれども、結局、最終的にRD社が破産して、県の費用負担で場合によっては廃棄物を処分しなければならぬという事態になったことについて、もう少し早くいろんなことができなかつたかということが問題になっております。

それで、RD社の財政状態の把握という観点、ほかのところでも、その観点からの措置を早くできなかつたかという点について、もう少し私も検討したいです。

それから、これは総合的な評価のところの問題になるので、個別にこれを入れてほしいということではないわけですが、例えば、1ページ目の1 - 、最終処分場の残容量の把握の問題ですけれども、評価のところ、RD社に対する監視が不十分であったのではないかとこのところ、

これは4ページの1 - の点で、結果として、追認の形ようになってしまったところとも関連すると思うわけですが、戻って、1ページ目の1 - のあたりで、同一場所で最終処分と中間処理を行かせたら、業者としては、安定型だけれども、安定品目以外を入れてしまうという誘惑がどうしても働く。このことは、要するに十分監視していなかつたし、しかも、中間処理と最終処分の両方許可を出して、そういう捨てる誘惑があることから、結果として、容量がオーバーしていた分について、追認に近い形をとってしまった。

このことは、どうも関連して、総合評価の中で問題が生じるのではないかとこのことが私の感想の一つです。以上です。

委員長

宮本先生、いかがですか。

宮本委員

私も渡辺先生とかなり似通った感じがしております。

事務局には、これまで非公開の委員会ですけれども、私どもから個別にいろいろと指摘をさせていただいた論点が一応は入っています。それは住民の方々から見ると、確かにまだ手抜きだということはあるかもしれませんが、個人的には、随分入れていただいたという感じがしております。

ただ、ある意味、このケースは先駆的な事例であって、県庁も初めてガス化熔融炉の問題を認識をして、その中で対応が後手後手に回ってしまった。それから、硫化水素問題については、厚生省の対応全体を引き出したという先駆的なケースで、ほかの県から見ても、この事例から学ぶべきことは多分多いので、その点でどうかなと思って、再度、今の段階で見えてい

るわけです。

個別評価の、例えば最初のところですが、何々を払拭する対応ができていたかどうかとか、住民に対して情報を開示し、丁寧な説明をすべきではなかったかとか、慎重な対応が必要ではなかったかということが書いてあって、これ自体、ストレートに悪いということではありませんけれども、丁寧な説明をすればよいのかというのは、多分、本委員会の位置づけ等もあって、実質的に行政が謝罪をするわけですね。

別に法的責任とかそういうわけではなくて、住民も含めて地域に対する不安をつくってしまったことに対して、検証するときに、こういうところは丁寧な対応とか、もう少し何かをすべきであったということではなくて、このときにはここまで情報開示すべきであったというように、私自身も考えます。細かく書かないと、抽象的に謝ったような書きぶりをしていても、それは実質的に謝罪になっていないという、多分指摘を受けてしまうだろうと思っております。

委員会の中では、今までやや丁寧な説明を欠いていた点というようなことで、私ども議論しておりましたけれども、ここはもうちょっとブレークダウンして書いていかないと、個別のところを一つ一つ、何を検証したのかということの後から言われるだろうと感じました。

それから、2番目でございますけれども、行政処分の発動、この後半はかなり、他県の事例に比してではありますけれども、滋賀県の場合には、積極的に権限を行使して、とめていったということがあると思います。ほかの県では、例えば、業者が自主的に、いっぱいになって、これ以上入らないので、終了届を出すまで、ずるずる引っ張った例もありましたものですから、問題がない、問題が小さいとも言いませんけれども、積極的な対応をしようとしていた時期はある。

むしろ前半、特に行政指導をしていた。先ほど渡辺先生のおっしゃった中間処分施設と一緒にやる施設であったにもかかわらず、そこに対する対応がなかったということですが、そこで現場の職員にヒアリングをすると、指導していくには現場では業者との信頼関係が必要だというような意見が必ず出てまいります。今回のヒアリングの中では必ずしもそうははっきり言った職員がいらっしゃったというわけではありませんけれど、私は個人的に、行間からそういうことを感じたということでございます。やはりそこは、許可当局と業者の間には、おのずから緊張関係があるということについての書きぶりが必要だと思う。

先ほど、事前に通告してから抜き打ちをするというような事例がありました。それに対しては、ただ単に厚生省令に反していたというような書きぶりでしたけれども、事前通告してしまうというような関係がそもそもあったということについて、これは産業廃棄物行政の中だけでつくるべきかどうか、よくわかりませんが、業者行政に対する行動基準みたいなものが明示的、または、明示的でなくても構わないわけですが、きちり必要だったのではないかと思います。

それから、もう一つ、処分の発動の話になると、行政の中では、必ず伝

家の宝刀論というのが出てきて、それを抜きまくと、伝家の宝刀というのは効果が失われるわけです。それは現場の行政官からすると、そうかもしれないと私自身も思うのですが、ただ、何が起こったら、どういう処分が下るのかということを経営者に対して最初から明らかにするということは、現場の最前線に立つ職員自身が、いや、こういうのが決まっているからしょうがないわけですから、業者に説明することができるだろうと思っているものですから、あらかじめ、何が起きたときに、どのぐらいの処分をするのかということ、今回の事例からやっぱり酌み取るべきだろうというように思うわけです。

もう一点は、これは、私は三審制とか申し上げていたわけですが、3回通告してもだめだった場合、文書にして、文書が2回無視されたら、実際に発動するという、これはメルクマールでよいのですけれども、持っておかれた方が現場としては仕事がしやすいだろう。

今回のことを含めて、そこから酌み取るべき教訓というのは、羈束裁量の羈束性の幅を狭めていくことだろうというように思っています。この辺は多分、全体の評価のところの方の議論に入ってまいりますので、この段階では、私はここまでにしておきたいと思います。

委員長

委員の方にご指摘いただきましたけど、私も、書かれていないのはどうかと思う点は、これはR D社に対する対応を中心に書かれておるもので、抜けているのかなと思うわけですが、平成12年、2000年の請願というのがありましたね、住民の皆さんから。その請願というのは、議会で採択されているわけですが、採択されて、全容を説明するというのを議会でも約束していたんだと思うけど、その全容説明の措置がほとんど進捗していなかったような状況にあったということは、やはり出てきてしかるべきじゃないかなというように思うわけです。

これは全体の評価にもつながるのかもしれませんが、個別対応に行き当たりばつり的に応ずるということで対処してきたということが、全体として物事をきちっと解決できなかったことにつながっていると思うわけです。

それで、個別評価で、さっきのところ、例えば、1 - のところ、法的には問題がなく、適切であったというように書いてあるけど、今から言えば、適切であったと言い切るといっても、ちょっときびしいなという気もしますね。言葉の話だから、不適切ではなかったというような言い方がよいような気がするわけです。

そういう言葉の話ということになれば、例えば2 - でも、適切だと言い切っているところが幾つかあるわけです。本当に適切と言い切ってよいのかなという問題はありますから、そのあたりのことは、やはり委員の考え方が表れるような記述にしてほしいと思うわけです。

それから、立入調査などの話で、住民の皆さんの方から、立入調査のときには、ドラム缶が埋まっている様子であるとか、注射針を捨てているのが現認できたのに無視したとか、何か他人事として扱ったような記述があったと思うわけです。

ですから、それは、県の縦割りの行政で、権限が違っていると、それには取り扱わないとか、そういう権限が総合されていないところが問題になっていたようなケースもあるような気がします。例えば、ドラム缶が発見されるということが非常におそかったとか、そこに多く埋めてた産業廃棄物の指摘がしてくれるとか、そういうことになってきているというように見受けられるので、そのところをもう少し書かないといけないというように思いますね。

全体としては、委員の皆さん、どうですか。ここで書かれたようなものが評価の対象として取り上げられる。それ以外に取り上げられるべきものが、ここに挙がっていないというものがほかに何かあるかどうか、その点はどうでしょうか。大体これくらいのものでしょうか。

我々委員としては、ずっと過去からその問題に関わり合っていたわけではないので、現在、そこにある資料に基づいて判断せざるを得ないという面がありますので、資料に基づくと、ここに挙げられたようなものが、県に対する評価の対象になる事象というように考えております。

それから資料2は、個別評価、時間の関係で、表になったものを説明いただいたわけですが、それを文章化すると、こういう内容になるということですが、これはもう一回、宿題になりますが、精査しないといけないということかなと思います。次回に取り上げないと、きょうはその内容を全部精査できませんね。

というような内容だと思いますけれども、どうでしょうか。

総合的な評価というような観点でとりまとめなきゃいけないと思いますけど、総合的な評価としては、どういうことが浮かび上がってくるかということなんです。その点、何か今お気づきの点で、総合的な評価では、こういうことはぜひ指摘しないといけないというか、これはぜひ入れてほしいというようなことがあるかと思うわけですが、いかがですか。

宮本委員 すみません。

委員長 どうぞ。

宮本委員 そちらに入る前に、事務局にお伺いをしたかったのは、資料の2だけに入っているようなポイントというのは、ないのですか。資料1の個別評価（案）というコラムよりも、こちらの方が分量が多いものですから、そこで、この辺は書き加えてありますというのを二、三ご指摘をいただいた方が、私ども、ちゃんと拝見いたしますけれど。

委員長 今、宮本先生が指摘されたのは、先ほどの表と資料2の個別評価の文章とは、突き合わせて過不足ないかということですね。

宮本委員 そうです。

委員長 どうですか、過不足ありませんね。

平井副参 基本的には合わせております。ただ、まとめ方がまずくて、全部言い当てていないというような表現があるかもわかりませんが、趣旨は表の方には載せさせていただいております。

委員長 そうしましたら、こういう個別評価を踏まえて、それから総合的な評価というか、そういうものを検討しないといけないということになるうかと

思います。

本日の次第では、(1)が県の対応に対する評価について、これは個別評価で、今説明いただいて、ご意見をいただいたところです。

(2)のその他というところになるわけですけど、ここはいわゆる総合評価に向けて、項目についての意見を交換しておきたいと思います。

この点は、ご意見が今の段階でおありかと思えますけれども、できれば出していただきたらと思えますが、渡部先生どうでしょうか。

渡部委員

総合評価という観点からすると、県が監督権限を行使されていることは間違いないですけども、その時期が適切であったかどうかという観点ですね。それと係わりますが、先ほど話させていただいた相手の財政状態との絡みで、遅すぎなかったかということも一つ考えていただきたいということです。

それと、滋賀県全体の人員の関係も、ヒアリングである程度お聞きしたわけですが、その組織体制とか人員との関係で、配置すべきであったかどうかという論点も入るとは思います。先ほどの監視が十分であったかどうかという、特に、持ち込んだりしている量が大幅に多かったら、例えば航空写真でわかったかどうかとか、そういうことについても議論しましたけども、そのあたりの観点も総合評価で考えていただきたいということです。

委員長

今、渡部先生からご意見をいただきましたけど、宮本先生どうですか。

宮本委員

私、政治学者であるものですから、それに加えて、例えば、住民運動の人たちが意見を集約する過程と、行政の「協働」をどうしたらよいかということも考えているものですから、そこは私自身の課題としても、公的な異議申し立てのチャンネルである自治区長とか、地方議員との関係、基本的には行政がフォーマルに対応するフォーマルチャンネルによる異議の申し立てですけれども、そうではないものに対して行政がどう対応すべきかということは、総合評価の中では書いていきたい。その点は、私自身、お正月の課題にさせていただきたいと思えます。

それから、今、渡部先生がおっしゃった県庁の組織内体制で、一応私もから見て、必ずしも時期に即したという形ではなかったけれども、廃棄物行政の部門に人が増えていったのも事実で、私自身、皮膚感覚として、行政官をやっていたときの感覚からいって、こういうのは、総務省行政管理局的に何人の仕事なのかというのはなかなか言えなくて、むしろ優秀な人材を投入したら相当問題が片づくことがあって、優秀でない人を何人投入しても余り意味がないというところがあるものですから、人材の数だけではなくて、質の問題というのは、こういうところでなかなか議論しづらい問題ではあるわけですが、体制論の中に一つ、そういうものも、例えばある分野において経験のある人、紛争処理のをきちんと経験をした職員を、どのような処遇にすべきかみたいな論点も多分必要になるのだろうと思っております。

委員長

今、総合的なまとめをするときの視点というか、書き込むべき方向性をお話しいただいたわけですね。

私もこれに関与いたしまして、資料をたくさんいただいているので、全部読みこなせているわけではないと思うわけですが、それなりに資料を見せていただいて、やっぱり産業廃棄物の処分の許可を受けた業者について、県としては許可を与えているから、最初は性善説的に、よい業者という判断で物事を対処していたというように思うわけです。そこに何か人的な配慮というようなことがあったのか、なかったのか、そこは我々が見たところでは、余りはっきりしたものが得られなかったが、それがやはり問題を大きくした発端であったと思うわけです。ある時点からは、それは性善説ではなくなったと思うわけです。

それで、結局、全体の解明ということが必要だけれども、それぞれの事象に個別に対処してきたことは間違いのないわけですが、それが全体を解決するという方向性で行われたかどうかというのは、大いに疑問でないかなというように思うわけです。

当初は、何としてもR D社の責任で片づけさせようということで、県が本腰を入れていなかったということが指摘できるのでないかと思います。ですから、本腰を入れるということは費用を注ぎ込まないといけないから、お金の問題に関わってくるので消極的だったと思うわけですが、全体の解明という、本腰を入れる姿勢というのが非常に欠けていた。

本腰を入れるということの姿勢が欠けるという問題の発端というのは、地元の住民の方などの指摘というのが非常に重要だと思うわけですね。だから、そういうものに真摯に耳を傾けるといふ、そういう姿勢がやっぱり欠けていたということにもつながっているのではないかな。こういうように思いますね。

ですから、我々は今検証していますけど、本当のことを言ったら、県みずから、もっと早い時期に、これまでやってきたことを検証しながら物事に対処すると、そういう姿勢が欠けていたということも問題になると、そういうことを書き込まないといけないのかなという気はしています。

何かほかにつけ加えることはありませんでしょうか、委員の皆さん。大体よろしいですかね。

両委員  
委員長

はい。

そうしたら、きょうは木邊先生がお休みですが、きょうは傍聴の皆さんもお越しですので、一応これまで検討したところを披露するような意味で、この委員会も開かれているということになりますので、今日の日程は、これくらいにしたいと思います。

事務局の方から、何か話がありますか。

平井副参  
事

それでは、連絡事項をさせていただきます。

(2)  
その他

今後の日程調整をさせていただくのに、また本日も表を置かせていただいておりますので、すみませんが、月内ぐらいに返送の方をよろしく願います。

事務局からは、以上でございます。

委員長

それでは、個別評価について、本日出た意見を少し踏まえて、直すべきところは事務局で直してもらおうということをお願いしておきたいと思いま

3 閉会

事

平井副参

す。

それを踏まえて、次回以降、総合的な評価に向けて意見を集約していきたいと思いますので、委員の皆さん、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

きょうは、これで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

長時間、どうもありがとうございました。

以上